

長崎県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱

第1 目的

福祉サービス事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者評価機関が、専門的かつ客観的な立場から評価し、個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握して、サービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的とした福祉サービス第三者評価事業を推進する。

第2 事業の実施主体

長崎県

第3 事業内容

- (1) 第三者評価機関の認証に関する事
- (2) 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関する事
- (3) 第三者評価結果の取扱いに関する事
- (4) 評価調査者の養成研修及び継続研修に関する事
- (5) 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関する事
- (6) 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事
- (7) その他、第三者評価事業の推進に関する事

2 評価対象事業

別表のとおり

第4 事業の実施方法

第3に掲げる事業の実施方法については、別に設置する長崎県福祉サービス第三者評価推進会議の審議を経て決定する。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、長崎県が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月20日から施行する。

この要綱は、平成18年1月25日から施行する。

この要綱は、平成18年12月5日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年 9月1日から施行する。

この要綱は、平成27年 4月1日から施行する。

この要綱は、令和 4年 4月1日から施行する。

(別表)

長崎県福祉サービス第三者評価対象事業

(高齢者)

- 特別養護老人ホーム
- 養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 訪問介護、通所介護

(障害者)

- 生活介護
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- 就労移行支援
- 就労継続支援（A型・B型）
- 共同生活援助
- 障害者支援施設

(児童)

- 保育所
- 幼保連携型認定こども園
- 社会的養護関係施設（乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）・小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム））
- 児童館
- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- 児童発達支援センター（福祉型・医療型）
- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス
- 障害児入所施設（福祉型・医療型）

(その他)

- 救護施設